（趣旨）
第1条 この規則は，四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（条例別表第1に定める事務）
第2条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は，生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者又は被保護者であった者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令（平成 2 6 年内閣府•総務省令第5号）第15条各号で定める事務とする。
（平28規則35•追加）
第3条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則（昭和 49 年規則第11号。以下「ねたきり身体障害者等福祉手当支給規則」という。）第3条に規定するねたきり身体障害者•重度知的障害者福祉手当支給の申請の受理又は当該申請 に係る事実についての審査に関する事務
（2）ねたきり身体障害者等福祉手当支給規則第 3 条に規定するねたきり身体障害者•重度知的障害者福祉手当所得状況届の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関 する事務
（平28規則35•旧第2条繰下•一部改正）
第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成 27 年規則第 25 号。以下「重度心身障害者医療費助成規則」という。）第6条第1項に規定する重度心身障害者医療費助成受給券の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関す

## る事務

（2）重度心身障害者医療費助成規則第 8 条に規定する受給権者の受給資格の変更の届出の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関する事務
（平28規則35•旧第3条繰下•一部改正）
第5条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市障害者日常生活用具給付等規則（平成 2 年規則第 6 号。以下「障害者日常生活用具給付等規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する日常生活用具の給付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（2）障害者日常生活用具給付等規則第 4 条第 1 項に規定する日常生活用具の貸与申請 の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（3）障害者日常生活用具給付等規則第 11 条第 2 項に規定する日常生活用具取付工事費の助成申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（平28規則35•追加，平29規則32•一部改正）
第 6 条 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市地域生活支援給付費支給規則（平成 19 年規則第 32 号。以下「地域生活支援給付費支給規則」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域生活支援給付費の支給申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（2）地域生活支援給付費支給規則第 6 条第 1 項に規定する地域生活支援給付費の支給決定の変更申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 （平28規則35•追加）
第 7 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は，四街道市軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金支給要綱（平成 24 年告示第 158 号。以下「軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金支給要綱」という。）第 5 条に規定する軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金の支給申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（平28規則35•追加）
第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は，四街道市こどもルーム条例施行規則（平成 17 年規則第 44 号。以下「こどもルーム規則」という。）第 7 条に規定する こどもルームの保育料の減免申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関す る事務とする。
（平28規則35•追加）
第 9 条 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則（平成 11 年規則第 17 号。以下「ひとり親家庭等医療費等助成規則」という。）第 12 条第 2 項に規定するひとり親家庭等医療費等助成受給資格の申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査 に関する事務
（2）ひとり親家庭等医療費等助成規則第 14 条に規定する受給資格変更等の届出の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関する事務
（3）ひとり親家庭等医療費等助成規則第 12 条第 1 項に規定するひとり親家庭等医療費等助成交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 （平28規則35•旧第4条繰下•一部改正）第10条 条例別表第 1 の 9 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
（1）四街道市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 23 年規則第 5 号。以下「子ども医療費助成規則」という。）第6条第1項に規定する子ども医療費助成受給券（以下「受給券」という。）の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（2）子ども医療費助成規則第 8 条第 1 項に規定する受給券の変更の届出の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関する事務
（3）子ども医療費助成規則第 10 条第 6 項に規定する受給券の更新に係る事実につい ての審査に関する事務
（4）子ども医療費助成規則第 11 条第 1 項に規定する子ども医療費の助成金の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
（平28規則35•旧第5条繰下•一部改正，平29規則32•一部改正）
（条例別表第 2 に定める事務及び情報）
第 11 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は，生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 2 6年内閣府•総務省令第7号）第19条各号で定める事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に

定める情報とする。
（平28規則35•追加）
第12条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項 の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）ねたきり身体障害者等福祉手当支給規則第 3 条に規定するねたきり身体障害者•重度知的障害者福祉手当支給の申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関 する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害者（四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例（昭和 49 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定するねたきり身体障害者及び第 2 号に規定する重度知的障害者をいう。以下この条において同じ。），受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る市町村民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）

イ 当該申請に係る障害者，受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
ウ 当該申請に係る障害者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
（2）ねたきり身体障害者等福祉手当支給規則第 3 条に規定するねたきり身体障害者•重度知的障害者福祉手当所得状況届の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関 する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る障害者，受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る市町村民税関係情報
イ 当該届出に係る障害者，受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものの住民票関係情報

ウ 当該届出に係る障害者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
（平28規則35•旧第6条繰下•一部改正）
第13条 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項

の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）重度心身障害者医療費助成規則第 6 条第 1 項に規定する重度心身障害者医療費助成受給券の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次 に揭げる情報

ア 当該申請に係る受給権者（四街道市重度心身障害者医療費助成条例（平成 27 年条例第 26 号。以下「重度心身障害者医療費助成条例」という。）第 3 条に規定す る重度心身障害者をいう。以下同じ。）及び基準世帯員（重度心身障害者医療費助成規則第 2 条に定める者をいう。以下同じ。）の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る受給権者及び基準世帯員の住民票関係情報
ウ 当該申請に係る受給権者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
エ 当該申請に係る受給権者及び基準世帯員の生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更，同法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）又は当該申請に係る受給権者及び基準世帯員の生活保護法の規定に準じて生活に困窮する外国人に対して行ら事務に関する情報であって生活保護実施関係情報に相当するもの（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

オ 当該申請に係る受給権者及び基準世帯員の医療保険各法（重度心身障害者医療費助成規則第3条に規定する各法をいう。以下この条において同じ。），国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 80 号）に規定する被保険者の資格に関する情報
（2）重度心身障害者医療費助成規則第 8 条に規定する受給権者の受給資格の変更の届出の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該届出に係る受給権者及び基準世帯員の市町村民税関係情報

イ 当該届出に係る受給権者及び基準世帯員の住民票関係情報
ウ 当該届出に係る受給権者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
エ 当該届出に係る受給権者及び基準世帯員の生活保護実施関係情報並びに中国残留邦人等支援給付実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

オ 当該届出に係る受給権者及び基準世帯員の医療保険各法，国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者の資格に関する情報
（平28規則35•旧第7条繰下•一部改正，平29規則32•一部改正）
第14条 条例別表第 2 の 4 の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項 の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）障害者日常生活用具給付等規則第 4 条第 1 項に規定する日常生活用具の給付申請 の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該申請に係る障害者（障害者日常生活用具給付等規則第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下この条において同じ。）及び当該障害者の属する世帯全員の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の住民票関係情報
ウ 当該申請に係る障害者の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 に関する情報

エ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る障害者の介護保険法（平成 9 年法律第123号）第18条第1号 の介護給付，同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関す る情報
（2）障害者日常生活用具給付等規則第 4 条第 1 項に規定する日常生活用具の貸与申請 の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の市町村民税関係情報
イ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の住民票関係情報
ウ 当該申請に係る障害者の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 に関する情報

エ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

才 当該申請に係る障害者の介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付，同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
（3）障害者日常生活用具給付等規則第 11 条第 2 項に規定する日常生活用具取付工事費の助成申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げ る情報

ア 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の市町村民税関係情報 イ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該申請に係る障害者の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 に関する情報

エ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の属する世帯全員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る障害者の介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付，同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
（平 28 規則 35 •追加，平 29 規則 32 •一部改正）
第15条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項 の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）地域生活支援給付費支給規則第 5 条第 1 項に規定する地域生活支援給付費の支給申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該申請に係る障害者又は障害児（地域生活支援給付費支給規則第 2 条の例によ る。以下この条において同じ。）及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全員 の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る障害者又は障害児及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該申請に係る障害者又は障害児の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する情報

エ 当該申請に係る障害者又は障害児及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全

員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
才 当該申請に係る障害者の介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付，同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
（2）地域生活支援給付費支給規則第 6 条第 1 項に規定する地域生活支援給付費支給の変更申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア 当該申請に係る障害者又は障害児及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全員の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る障害者又は障害児及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全員の住民票関係情報
ウ 当該申請に係る障害者又は障害児の身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する情報
エ 当該申請に係る障害者又は障害児及び当該障害者又は当該障害児の属する世帯全員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る障害者の介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付，同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
（平28規則35•追加）
第16条 条例別表第 2 の 6 の項の規則で定める事務は，軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金支給要綱第 5 条に規定する軽度•中等度難聴児補聴器購入費の助成金の支給申請 の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務とし，同項の規則で定める情報は，次に掲げる情報とする。
（1）当該申請に係る児童（軽度•中等度難聴児補聴器購入費助成金支給要綱第 2 条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）及び当該児童の属する世帯全員の市町村民税課税情報
（2）当該申請に係る児童及び当該児童の属する世帯全員の住民票関係情報
（3）当該申請に係る児童の身体障害者手帳に関する情報
（平28規則35•追加）
第 17 条 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定める事務は，こどもルーム規則第 7 条第 2 項に規定するこどもルームの保育料の減額•免除の申請の受理又は当該申請に係る事実につ

いての審査に関する事務とし，同項の規則で定める情報は，次に掲げる情報とする。
（1）当該申請に係る児童（四街道市こどもルーム条例（平成 17 年条例第 21 号）第 6条によりこどもルームに入所した児童をいう。以下この条において同じ。）の保護者及び当該児童の属する世帯全員の市町村民税関係情報
（2）当該申請に係る児童の保護者及び当該児童の属する世帯全員の住民票関係情報
（3）当該申請に係る児童の保護者及び当該児童の属する世帯全員の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
（平28規則35•追加）
第18条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項 の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）ひとり親家庭等医療費等助成規則第 12 条第 2 項に規定するひとり親家庭等医療費等助成受給資格の申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童（四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例（平成 11 年条例第 4 号。以下「ひとり親家庭等医療費等助成条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する児童をいう。以下同じ。），父（同条第 2 項に規定する父を含む。以下同じ。），母又は養育者（同条第3項に規定する養育者を含む。以下同じ。）の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係るひとり親家庭の父若しくは母及び養育者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）の配偶者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。） で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの市町村民税関係情報

ウ 当該申請に係る児童，父，母又は養育者の住民票関係情報
工 当該申請に係るひとり親家庭の父母等の配偶者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの住民票関係情報 オ 当該申請に係る児童，父，母又は養育者の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

カ 当該申請に係る児童，父，母又は養育者の医療保険各法（ひとり親家庭等医療費

等助成条例第 3 条に規定する各法をいう。以下この条において同じ。）に規定する被保険者の資格に関する情報
（2）ひとり親家庭等医療費等助成規則第 14 条に規定する受給資格変更等の届出の受理又は当該届出に係る事実についての確認に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る児童，父，母又は養育者の市町村民税関係情報
イ 当該届出に係るひとり親家庭の父母等の配偶者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの市町村民税関係情報

ウ 当該届出に係る児童，父，母又は養育者の住民票関係情報
エ 当該届出に係るひとり親家庭の父母等の配偶者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの住民票関係情報 オ 当該届出に係る児童，父，母又は養育者の生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

カ 当該届出に係る児童，父，母又は養育者の医療保険各法に規定する被保険者の資格に関する情報
（3）ひとり親家庭等医療費等助成規則第 12 条第 1 項に規定するひとり親家庭等医療費等助成交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る児童，父，母又は養育者の医療保険各法に規定する被保険者の資格に関す る情報
（平28規則35•旧第8条繰下•一部改正，平29規則32•一部改正）
第19条 条例別表第 2 の 9 の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項 の規則で定める情報は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に定める情報と する。
（1）子ども医療費助成規則第 6 条第 1 項に規定する受給券の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども（四街道市子ども医療費の助成に関する条例（平成 23 年条例第 4 号。以下「子ども医療費助成条例」という。）第2条第1号の子どもをい う。以下この条において同じ。）の保護者（子ども医療費助成条例第 2 条第 2 号の保護者をいう。以下この条において同じ。）及び子どもの属する世帯の世帯全員の

市町村民税関係情報
イ 当該申請に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該申請に係る子どもの生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
エ 当該申請に係る子どもの医療保険各法（子ども医療費助成規則第 3 条に規定する各法をいう。以下この条において同じ。）に規定する被保険者の資格に関する情報
（2）子ども医療費助成規則第 8 条第 1 項に規定する受給券の変更の届出の受理又は当
該届出に係る事実についての確認に関する事務 次に掲げる情報
ア 当該届出に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の市町村民税関係情報

イ 当該届出に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該届出に係る子どもの生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
エ 当該届出に係る子どもの医療保険各法に規定する被保険者の資格に関する情報
（3）子ども医療費助成規則第 10 条第 6 項に規定する受給券の更新に係る事実につい
ての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア 当該更新に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の市町村民税関係情報

イ 当該更新に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該更新に係る子どもの生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
エ 当該更新に係る子どもの医療保険各法に規定する被保険者の資格に関する情報
（4）子ども医療費助成規則第 11 条第 1 項に規定する子ども医療費の助成金の交付申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア 当該申請に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の市町村民税関係情報

イ 当該申請に係る子どもの保護者及び子どもの属する世帯の世帯全員の住民票関係情報

ウ 当該申請に係る子どもの生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る子どもの医療保険各法に規定する被保険者の資格に関する情報 （平28規則35•旧第9条繰下•一部改正，平29規則32•一部改正）
（補則）
第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。
（平28規則35•旧第10条繰下）
附 則
この規則は，平成28年1月1日から施行する。
附 則（平成 28 年規則第 35 号）
この規則は，公布の日から施行する。
附 則（平成 29 年規則第 32 号）
この規則は，公布の日から施行する。

